

---

遠 軽 地 区 広 域 組 合 ご み 焼 却 施 設  
長 期 包 括 的 運 営 委 託 事 業  
事 業 契 約 書  
(案)

---

平成29年[ ]月[ ]日

遠軽地区広域組合

【事業者名】



## 事業契約書（案）

- 1 業 務 名 遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業
- 2 履 行 場 所 北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地1ほか
- 3 履 行 期 間 本件契約締結の日から平成45年3月31日まで
- 4 契 約 金 額 金【】円  
（予定額合計。なお、内訳は別紙参考内訳書のとおり。）  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額【】円）  
ただし、実金額は、以下に定める契約条項第49条、第50条その他の規定によるものとし、上記金額と一致しない場合がある。
- 5 契 約 保 証 金 契約条項第2条第6項に定めるとおりとする。

遠軽地区広域組合（以下「甲」という。）と〔 事業者名 〕（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項のとおり事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年9月[ ]日

甲：遠軽地区広域組合

管理者 佐々木修一

Ⓜ

乙：（事業者所在地）

（事業者名）

取締役社長（名前）

Ⓜ



別紙内訳書

単位：円

年度	業務委託料A	業務委託料B			業務委託料（業務委託料Aと業務委託料Bの合計）
	①変動費用 （予定額）	①補修費用を除く 固定費用	②補修費用	計	
平成 29 年度					
平成 30 年度					
平成 31 年度					
平成 32 年度					
平成 33 年度					
平成 34 年度					
平成 35 年度					
平成 36 年度					
平成 37 年度					
平成 38 年度					
平成 39 年度					
平成 40 年度					
平成 41 年度					
平成 42 年度					
平成 43 年度					
平成 44 年度					
合 計					

※業務委託料の上段：税抜きの委託料額、中段：上記に係る消費税及び地方消費税額、下段：税込みの委託料額



(添付)

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設  
長期包括的運営委託事業

契約条項

平成29年9月[ ]日

遠 軽 地 区 広 域 組 合  
(事業者名)





## 目 次

<b>第 1 章 用語の定義</b> .....	1
第 1 条 (用語の定義) .....	1
<b>第 2 章 総 則</b> .....	2
第 2 条 (総則) .....	2
第 3 条 (許認可届出等) .....	2
第 4 条 (乙の義務) .....	3
第 5 条 (甲の責任) .....	3
第 6 条 (本件施設の使用権) .....	3
第 7 条 (ユーティリティの確保) .....	3
第 8 条 (本件契約等と業務内容が適合しない場合の改善義務) .....	3
第 9 条 (運営維持管理体制の整備) .....	3
第 10 条 (一括再委託等の禁止) .....	4
第 11 条 (乙に対する措置請求) .....	4
第 12 条 (業務マニュアル) .....	4
第 13 条 (業務計画書) .....	5
第 14 条 (業務報告書) .....	5
<b>第 3 章 試運転及び性能試験等</b> .....	5
第 15 条 (試運転及び性能試験) .....	5
第 16 条 (性能試験の結果が基本性能を満たさない場合) .....	5
<b>第 4 章 受入業務</b> .....	5
第 17 条 (総則) .....	5
第 18 条 (受入業務) .....	6
第 19 条 (処理手数料の徴収事務) .....	6
<b>第 5 章 運転管理業務</b> .....	6
第 20 条 (総則) .....	6
第 21 条 (運転計画及び運転管理マニュアル) .....	6
第 22 条 (処理対象物の搬入等) .....	7
第 23 条 (本件施設の運転管理) .....	7
第 24 条 (搬入物及び搬出物の性状分析) .....	7
第 25 条 (本件施設に係る計測) .....	7
第 26 条 (甲の検査) .....	8
第 27 条 (車両) .....	8
第 28 条 (災害発生時等の協力) .....	8
第 29 条 (異常事態への対応) .....	8
第 30 条 (臨機の措置) .....	9

第31条 (要監視基準値の超過)	9
第32条 (停止基準値の超過)	9
第33条 (本件施設の運転の停止の際の取扱い)	9
第34条 (本件施設の運転の停止に伴う費用負担及び固定費用の減額)	9
<b>第6章 維持管理業務</b>	<b>10</b>
第35条 (総則)	10
第36条 (維持管理計画)	10
第37条 (点検、検査の実施)	10
第38条 (補修の実施)	10
第39条 (更新の実施)	11
第40条 (近隣等対応)	11
第41条 (改良保全)	11
第42条 (精密機能検査)	11
<b>第7章 その他業務</b>	<b>12</b>
第43条 (環境管理業務)	12
第44条 (情報管理業務)	12
<b>第8章 ごみ質及びごみ量</b>	<b>12</b>
第45条 (ごみ質及びごみ量)	12
第46条 (ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合の対応)	13
<b>第9章 業務遂行状況等のモニタリング</b>	<b>13</b>
第47条 (甲による業務遂行状況等のモニタリング)	13
第48条 (甲による業務の是正勧告)	13
<b>第10章 業務委託料の支払</b>	<b>14</b>
第49条 (業務委託料の支払)	14
第50条 (業務委託料の改定)	14
第51条 (業務委託料の減額等)	14
<b>第11章 法令変更</b>	<b>14</b>
第52条 (法令変更)	14
<b>第12章 不可抗力</b>	<b>15</b>
第53条 (不可抗力発生時の対応)	15
第54条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	15
第55条 (不可抗力による一部の業務遂行の免除)	15

<b>第 1 3 章 契約期間及び契約の終了</b> .....	16
第 5 6 条 (契約期間) .....	16
第 5 7 条 (事業の延長等) .....	16
第 5 8 条 (甲による本件契約の解除) .....	16
第 5 9 条 (甲による契約解除に伴う違約金) .....	16
第 6 0 条 (乙による本件契約の解除) .....	17
第 6 1 条 (本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置) .....	17
<b>第 1 4 章 表明保証及び誓約</b> .....	18
第 6 2 条 (乙による事実の表明保証及び誓約) .....	18
第 6 3 条 (甲による事実の表明保証及び誓約) .....	18
<b>第 1 5 章 その他</b> .....	18
第 6 4 条 (本件契約等の規定の適用関係) .....	18
第 6 5 条 (第三者及び相手方に及ぼした損害) .....	19
第 6 6 条 (備品等に関する責任) .....	19
第 6 7 条 (ライセンスの取得) .....	19
第 6 8 条 (成果物の著作権) .....	19
第 6 9 条 (ライセンス料) .....	20
第 7 0 条 (権利・義務の譲渡の禁止) .....	20
第 7 1 条 (税金) .....	20
第 7 2 条 (保険) .....	20
第 7 3 条 (財務報告等) .....	20
第 7 4 条 (財務支援) .....	20
第 7 5 条 (遅延利息) .....	21
第 7 6 条 (秘密保持) .....	21
第 7 7 条 (個人情報の保護) .....	21
第 7 8 条 (準拠法) .....	22
第 7 9 条 (管轄裁判所) .....	22
第 8 0 条 (雑則) .....	22
第 8 1 条 (規定外事項) .....	22

この契約条項は、甲が建設する本件施設の運転管理、維持管理等を含む包括的な運営管理を行う遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業に関する基本的事項について定めるため、甲と乙との間で締結される事業契約（以下「**本件契約**」という。）の一部を構成する。

甲と乙は、本件契約とともに、入札説明書、要求水準書、質問回答書、事業者提案、基本協定書及び確認書に定める事項が適用されることをここに確認する。

## 第1章 用語の定義

### （用語の定義）

**第1条** 本件契約において使用されている用語は、本件契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業入札説明書（以下「**入札説明書**」という。）に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。

- (1) 「**運転開始日**」とは、平成30年1月1日又は甲が別途通知した日をいう。
- (2) 「**確認書**」とは、甲及び落札者の間で本件契約の締結交渉においてやり取りを行った内容を記した書面をいう。
- (3) 「**環境保全基準**」とは、環境管理業務において乙が合理的に定める環境保全に係る自主管理基準をいう。
- (4) 「**基本性能**」とは、本件施設がその設備によって備え持つ施設としての性能であり、要求水準書で定められている施設の性能に関する事項をいう。
- (5) 「**業務委託料**」とは、甲が乙に支払う本業務の遂行に関する対価をいう。
- (6) 「**契約期間**」とは、第56条に定める期間をいう。
- (7) 「**最終処分物**」とは、焼却灰、飛灰処理物及び処理不適物等をいう。
- (8) 「**作業環境管理基準**」とは、環境管理業務において乙が合理的に定める作業環境に係る自主管理基準をいう。
- (9) 「**事業者提案**」とは、入札説明書に従い落札者が作成し甲に提出した平成29年〇月〇日付入札書及び事業提案書、平成29年〇月〇日付事業提案書に係る質問事項に対する回答書をいう。
- (10) 「**質問回答書**」とは、甲が平成29年〇月〇日に公表した第1回質問回答書及び平成29年〇月〇日に公表した第2回質問回答書を総称していう。
- (11) 「**停止基準値**」とは、超過した場合に本件施設の運転を停止する基準値であり、要求水準書及び別紙1に規定されるものをいう。
- (12) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、なだれ、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (13) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- (14) 「**本件契約締結日**」とは、甲と乙が本件契約を締結した日をいう。
- (15) 「**本件契約等**」とは、本件契約、入札説明書、要求水準書、質問回答書、事業者提案、基本協定書及び確認書を総称して、又は各別にいう。
- (16) 「**薬剤等副資材**」とは、本件施設の運転管理等の遂行に必要となる排ガス処理に係る薬剤などをはじめとした副資材をいう。
- (17) 「**要監視基準値**」とは、超過した場合に本件施設の運転監視を強化する基準値であり、別紙1に規定されるものをいう。

## 第2章 総則

### (総則)

**第2条** 乙は、自己の責任及び費用負担で、運営期間中、本件契約等に従って、本件事業に係る本業務を行う。乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本件事業に係る本業務以外の業務に従事してはならない。

- 2 甲が要求水準書に定める条件を変更する場合、甲は、事前に乙へ通知のうえ、乙と誠実に協議を行い、乙の同意を得るものとする。ただし、当該変更によって乙の遂行する本業務に本質的又は重大な変更を与えないと甲が判断した場合においては、甲は、当該変更によって乙が受ける負担及び損失を出来る限り少なくするべく誠実に努力をすることを条件に、乙の同意を得ずに当該変更を行うことができ、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲が要求水準書に定める条件を変更する場合を含め、甲の責めに帰すべき事由により、本業務の遂行に追加の費用が発生した場合には、甲がこれを合理的な範囲で負担する。
- 4 乙の責めに帰すべき事由により、本業務の遂行に追加の費用が発生した場合には、乙がこれを合理的な範囲で負担する。
- 5 法令変更及び不可抗力により、本業務の遂行に追加の費用が発生した場合の処理は、第52条及び第54条の規定に従う。
- 6 乙は、甲に対し、運営期間中にわたり、甲が支払う各年度の業務委託料（「別紙内訳書」において各年度の「業務委託料（業務委託料Aと業務委託料B）の合計」に記載された金額をいう。）の額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付する。ただし、乙は、運営期間中にわたり、以下の各号のいずれかの方法（以下の各号の政府の保証債権等、保証又は履行保証保険契約の更新を含む。）を講じることにより契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約金額が増額された場合には契約保証金の額もこれに応じて増額されるが、業務委託料が減額された場合には、契約保証金の額は減額されない。また、本項において、「**契約金額が増額された**」とは、当初の契約金額を基準として増額があった場合をいうものとし、第50条に基づく物価変動及び第52条に基づく法令変更（消費税率の変更を除く。）に伴う業務委託料の改定を含まない。
  - (1) 甲を被保険者とし契約保証金額以上の金額を付保金額とする履行保証保険契約の付保
  - (2) 金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。その後の改正を含む。）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証金額と同額の保証であって、本件契約に基づく甲の乙に対する一切の債権を被保証債権とするもの。

### (許認可届出等)

**第3条** 本件契約上の乙の義務を履行するために必要な一切の許認可等は、乙が自己の責任及び費用負担において取得及び維持し、また、本件契約上の乙の義務を履行するために必要な一切の届出についても乙が自己の責任及び費用負担において提出する。ただし、甲が取得及び維持すべき許認可等は除く。

- 2 乙は、前項の本件契約上の乙の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可取得、届出等に必要な資料の提出、その他について合理的な範囲で協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

#### (乙の義務)

- 第4条** 乙は、本件契約等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を遂行しなければならない。
- 2 乙は、本業務の遂行にあたり、契約期間を通じて、要求水準書の定めるところに従い、労働安全衛生及び作業環境管理を徹底する。
- 3 乙は、本業務の遂行にあたり、契約期間を通じて、要求水準書記載の公害防止基準を遵守しなければならない。ただし、事業者提案における自主規制値が要求水準書記載の公害防止基準を上回る場合は、事業者提案における当該数値を公害防止基準とする。
- 4 本業務の遂行に係る乙の資金調達は、乙が自己の責任及び費用負担において行うものとする。

#### (甲の責任)

- 第5条** 甲は、本業務の遂行に対する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の対応について、甲の責任及び費用負担においてこれらの対応及び解決を図るものとする。なお、乙は、甲に対し、必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、本業務の遂行に対する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合には、乙が自己の責任及び費用負担において、必要な対応及び解決を行うものとする。なお、甲は、合理的な範囲で乙に協力するものとし、その協際に際して生じた費用は、乙の負担とする。

#### (本件施設の使用権)

- 第6条** 乙は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、このほか、本件施設に関していかなる権利も有しない。
- 2 甲は、乙に対し、運営期間中、乙による本業務の遂行のために必要な限度で、本件施設を無償で貸し付ける。

#### (ユーティリティの確保)

- 第7条** 本業務を遂行するために必要な電力、用水などの調達費用は、乙の負担とする。甲は、自己を契約者として、本業務を遂行するために必要な電力及び用水の調達に係る契約を締結し、毎月、電力及び用水の料金を、請求される都度直ちに、当該請求書を添付して、乙に請求する。乙は、当該請求書に記載された期日までに、当該請求に係る金額を、当該請求書の支払先宛に直接支払う。
- 2 乙は、自己の責任及び費用負担において、本業務を遂行するために必要な燃料、薬剤等副資材等を調達する。甲は、乙の要請に応じて、運転管理業務に必要な燃料、薬剤等副資材等の調達に関して、合理的な範囲で協力する。

#### (本件契約等と業務内容が適合しない場合の改善義務)

- 第8条** 乙は、本業務の内容が本件契約等、又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲が業務の改善を請求したときは、直ちに当該請求に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、当該不適合が甲の指示により生じた場合その他甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、甲は、必要に応じて、運営期間又は業務委託料を変更するものとし、乙に損害を及ぼしたときは当該損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。ただし、乙が、甲の指示等が不相当であることを知りながら、これを甲に告げなかった場合を除くものとする。

#### (運営維持管理体制の整備)

- 第9条** 乙は、本業務の遂行に先立って、本件契約等に基づく本業務の遂行体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、本件契約の終了まで、これを維持する。

- 2 乙は、前項において確保した人員に対し、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、運転開始日における本件施設の正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。
- 3 乙は、前項に定める研修等を完了した後、本件契約等に従い、本業務における総括責任者、業務管理者その他の業務担当者を設置して本業務の遂行体制を整備し、甲に対して、整備した遂行体制につき届出を行うものとする。
- 4 甲は、前項に定める届出を受領した後、本業務の遂行開始に先立って、本件契約等に従った遂行体制が整備されていることを確認することができる。ただし、甲は、当該確認を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

#### (一括再委託等の禁止)

**第10条** 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本業務のうち、主たる業務（本件施設の運転管理、用役管理、日常点検・検査等に係る業務等）を除く業務については、あらかじめ甲の承諾を得て、これを第三者（以下「**下請人**」といい、事業者提案に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせることができる。なお、本項に基づき本業務の一部を受託し又は請け負った下請人が、さらにその業務の一部をその他の第三者（以下、下請人と総称して「**下請人等**」という。）に委託し、又は請け負わせようとする場合も、同様とする（下請人等から順次行われる再委託、下請負も同様とし、下請人等から順次再委託、下請負を受けた第三者も「**下請人等**」に含むものとする。）。
- 3 甲は、下請人等に対する委託又は請負に関して、乙に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約金額、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。
- 4 第2項の規定による下請人等に対する委託又は請負は、全て乙の責任及び費用負担において行うものとし、下請人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (乙に対する措置請求)

**第11条** 甲は、乙の役職員、使用人、下請人等その他の第三者が、本業務の遂行につき著しく不相当と合理的に認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、甲の職員がその職務の執行につき著しく不相当と合理的に認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

#### (業務マニュアル)

**第12条** 乙は、本業務の遂行に先立ち、運転開始日以降本件事業が終了する日までの期間を通じた本業務の遂行に関し、公害防止基準を遵守する等、要求水準書に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（以下「**業務マニュアル**」という。）を作成し、甲に提出したうえで、甲の承諾を得るものとする。乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、業務マニュアルにつき、運営期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

#### (業務計画書)

**第13条** 乙は、各事業年度が開始する30日前（ただし、最初の事業年度に関しては、運転開始日の30日前）までに、要求水準書に従って、各本業務に係る業務計画書を作成して、甲に提出し、各事業年度の開始前に甲の承諾を受けなければならない。乙は、甲の承諾を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、事前に甲の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、業務計画書の承諾又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (業務報告書)

**第14条** 乙は、要求水準書に従って、各本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、甲に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、甲乙協議により定めるものとする。

2 乙は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書及び業務マニュアルに従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、乙の事業所内に運営期間にわたって保管しなければならない。乙は、甲の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧又は複写に供しなければならない。

### 第3章 試運転及び性能試験等

#### (試運転及び性能試験)

**第15条** 甲は、本件施設について、自己の責任及び費用負担にて、試運転及び性能試験を行う。甲は、試運転及び性能試験の結果について、本件施設の引渡し後速やかに、乙に通知する。

#### (性能試験の結果が基本性能を満たさない場合)

**第16条** 前条の性能試験の結果が、本件施設について基本性能を満たしていない場合、甲は、自己の責任及び費用負担にて、本件施設の補修、改良、追加工事等、基本性能を充足させるために必要な行為（以下「補修等」という。）を、本件施設の施工業者（以下「施工業者」という。）その他の第三者に行わせる。

2 前項の補修等が終了した場合、甲は、本件施設につき、前条に定める試運転及び性能試験を行い、以後、性能試験の結果が基本性能を充足するまで、本条に従い同様の手続を繰り返し行う。

3 甲及び乙は、本条の試運転及び性能試験並びに補修等を行ったにもかかわらず、本件施設が運転開始日までに基本性能を満たないと判断される場合、本件事業の継続の可否その他の事項につき協議を行い、対応を決定する。ただし、追加費用の負担については、次項の規定に従う。

4 甲は、乙の責めに帰すべき場合を除き、本件施設の運転開始日までに甲が行うべき本件施設の試運転若しくは性能試験、若しくは補修等を甲が行わなかったこと、又はかかる試運転若しくは性能試験、若しくは補修等を行ったにもかかわらず、本件施設が基本性能を満たなかったことに関連して乙が被った損害及び追加費用を合理的な範囲で負担する。

### 第4章 受入業務

#### (総則)

**第17条** 乙は、本件契約等に従って、運営期間中、関係法令等を遵守し、処理対象物、薬剤等副資



材、最終処分物等を搬入・搬出する車両の受付管理、計量、案内及び指示等を行い、甲は、第49条に定める業務委託料を乙に支払う。

#### (受入業務)

**第18条** 乙は、処理対象物、薬剤等副資材、最終処分物等を搬入・搬出する車両を計量設備において記録・確認し、その管理を行う。

2 乙は、計量設備において、搬入・搬出される処理対象物、薬剤等副資材、最終処分物等のうち計量が必要となるものを計量し、その記録を管理する。

3 乙は、直接搬入ごみを搬入しようとする者（以下「**直接搬入者**」という。）について、氏名、所属等を確認・記録する。

4 乙は、直接搬入者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、甲が定める受入基準を満たしていることを確認する。

5 前項に定める確認の結果、当該直接搬入ごみが甲の定める受入基準を満たしていない場合は、受け入れないものとし、その旨を速やかに甲に報告する。

6 乙は、搬入車両に対し、降ろし場所について、案内・指示する。

7 乙は、要求水準書にて規定する曜日及び時間に基づき、受入業務を行う。ただし、甲が要請した場合には、当該曜日又は当該時間外であっても受入業務を行わなければならない。

#### (処理手数料の徴収事務)

**第19条** 甲は、乙に対し、事業期間中に本件施設に搬入される直接搬入ごみに関する処理手数料の徴収事務を委託する。

2 乙は、前項に基づき徴収した処理手数料を、その詳細を示す計算書を添えて、甲が指示する金融機関等に入金しなければならない。

3 甲は、必要があると認める場合には、第1項に基づき乙に委託した徴収事務につき、乙を検査することができる。

## 第5章 運転管理業務

#### (総則)

**第20条** 乙は、本件契約等に従って、運営期間中、本件施設の各設備を適切に運転し、基本性能を発揮し、搬入される処理対象物を関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努める責任を負い、甲は、第49条に定める業務委託料を乙に支払う。

#### (運転計画及び運転管理マニュアル)

**第21条** 乙は、本件契約等に従い、本件施設の年間運転計画及び月間運転計画（以下総称して「**運転計画**」という。）を作成し、これに基づき運転管理業務を実施しなければならない。乙は、年間運転計画については、対象年度の前年の9月末日（ただし、平成29年度及び30年度の年間運転計画については、甲乙協議により決定される日）までに、月間運転計画については、対象月の前月の20日までに、それぞれ作成し、かかる作成期限までに甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項に従って作成した運転計画に変更が生じる場合には、甲と協議のうえ、甲の承諾を得て、運転計画を適宜変更することができる。

3 乙は、運転が開始する30日前までに本件施設の操作手順及び方法につき取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、甲の承諾を得なければならない。乙は、当該マニュアルに従って運転管理業務を実施しなければならない。

- 4 乙は、運転管理マニュアルにつき、本件施設の運転管理業務の遂行に際して改訂の合理的な必要が生じた場合には、随時当該必要な範囲における改訂を行い、その後直ちに当該改訂の内容を甲に報告する。なお、甲が当該改訂に対して運転管理マニュアルの更なる改訂を請求した場合、乙は、直ちに当該請求に従った改訂を行わなければならない。
- 5 運転計画及び運転管理マニュアルの記載事項等の詳細は、甲乙協議により決定する。

#### (処理対象物の搬入等)

- 第22条** 乙は、運営期間中、本件契約等に従い、本件施設において受入可能な量の処理対象物を第18条に従って受け入れる。受入可能な量を超えた場合、乙は、甲に対し速やかに書面により報告するとともに、超過部分について甲の指定する仮置保管場所に保管し、これを処理する。これにかかわらず、災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない事情がある場合には、乙は、ごみピットにおいて受入可能な量を超える処理対象物について適切な暫定処置を採るなど、対処のための最大限の努力を行う。その場合、甲は、乙に発生した追加的費用を合理的な範囲で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、運営期間中、第18条その他本件契約等に従い、甲により搬入された処理対象物の搬入管理を行い、搬入した処理対象物に処理不適物が混入していた場合には、これを排除するよう努力する。乙は、排除された処理不適物を専用の貯留設備にて保管するとともに、甲に対し、速やかに処理不適物が発見された旨の報告を行う。甲は、当該報告を受けた場合には、速やかに当該処理不適物の取扱いについて必要な措置を講じる。甲は、本項の排除作業により排除された処理不適物のうち、本件施設において処理できないものの処理は、自己の責任及び費用負担において適切に処理する。
  - 3 前項に規定する排除作業に基づき損害、損失及び追加費用が生じた場合（排除作業を適切に行わない場合又は行うことが困難と考えられ、その結果性能未達となる場合を含む。）は、甲及び／又は乙の責めに起因するものについては、甲及び／又は乙の帰責性の所在及び割合に応じて、甲及び／又は乙が負担し、不可抗力に起因するものについては第54条の規定に従う。なお、甲は、乙が受け入れた直接搬入ごみの性状その他直接搬入ごみに起因して乙が被った損害、損失及び追加費用等を、本条第1項の場合を除き負担しない。

#### (本件施設の運転管理)

- 第23条** 乙は、運営期間中、本件契約等に従い、自己の責任及び費用負担にて、本件施設に搬入された処理対象物を適正に処理しうよう、本件施設の運転を行う。
- 2 乙は、運営期間中、本件契約等に従い、自己の責任及び費用負担にて、本件施設から排出される焼却灰及び飛灰の処理を行う。

#### (搬入物及び搬出物の性状分析)

- 第24条** 乙は、運営期間中、第18条その他本件契約等に従い、本件施設への搬入物の量及び性状について、定期的に分析及び管理を行う。かかる分析及び管理の頻度、内容等については、甲乙協議により決定する。
- 2 乙は、運営期間中、第18条その他本件契約等に従い、本件施設からの搬出物の量及び性状について、定期的に分析及び管理を行う。かかる分析及び管理の頻度、内容等については、甲乙協議により決定する。

#### (本件施設に係る計測)

- 第25条** 乙は、運営期間中、自己の負担において、本件契約等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本件契約等で示されている項目（以下「計測項目」という。）の計測を実施しなければならない。

- 2 甲は、事前に乙に通知したうえで、前項の計測に立ち会うことができる。
- 3 甲は、第1項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が第31条に規定する要監視基準値に近い値を示し基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本件施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、乙に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は甲が測定値に応じて決定できるものとする。
- 4 乙は、計測項目で、自ら必要と認めた場合又は甲が合理的に要求する場合、自己の責任及び費用負担により、計測を実施し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。

#### (甲の検査)

**第26条** 甲は、自己の費用負担により、本件施設の検査を行うことができる。この場合、甲は、乙の通常の営業時間内に、乙に対する事前の通知を行ったうえで本件施設へ立ち入り、検査、計測等を行わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により検査、測定等が必要となった場合は、当該検査、計測等に係る費用は乙の負担とする。

- 2 甲は、当該検査、計測等の業務を、法的資格を有する第三者に甲の費用負担で委託することができる。
- 3 甲は、乙の行う本業務の遂行に影響を与えないよう合理的に配慮して、検査、計測等を行わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により検査、測定等が必要となった場合は、この限りでない。

#### (車両)

**第27条** 要求水準書に示す甲が無償で貸与する車両に加え、運転管理上、乙が必要と考える車両がある場合、乙は、本業務に支障のない車両を選定し、自己の責任及び費用負担で必要な時期までに調達し、維持しなければならない。なお、甲が無償で貸与する車両の維持に係る一切の費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

#### (災害発生時等の協力)

**第28条** 乙は、災害発生その他不測の事態であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由に基づき、要求水準書に定める処理対象物の計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生した場合等で、かかる廃棄物の処理を甲が行う際には、必要な協力を行う。なお、甲は、乙が、本項に基づく協力を行った結果、要求水準書に定める水準を超える業務を行うこととなった場合には、これに伴い乙に生じた追加費用を合理的な範囲で負担する。

#### (異常事態への対応)

- 第29条** 乙は、本業務の遂行において、故障、事故、停止基準値の超過、不可抗力による損害発生、その他本件契約等の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「**異常事態**」という。）が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、本件契約等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 2 乙は、自己の負担により、本件施設が異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。
  - 3 甲は、前項による乙の原因の究明及び責任の分析等とは別に、独自に異常事態の発生の事実関係の調査、原因の究明及び責任の分析等を行うことができる。この場合、乙は、甲に対し、資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
  - 4 本件施設が運転計画外の停止状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前二項の規定を準用する。

#### (臨機の措置)

- 第30条** 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合、乙は、その講じた措置の内容を甲に直ちに通知するものとする。
  - 3 甲は、災害防止又は本件施設の運転を行ううえで、特に必要があると認めるとき又は予見不可能な事由が発生したと合理的に判断される場合は、乙に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。
  - 4 乙が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙の責めに帰すべき事由により生じたもの、及び乙が通常予測し対処できる事由により生じたものについては、乙がこれを負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、甲が負担するものとする。

#### (要監視基準値の超過)

- 第31条** 第25条及び第26条に規定する計測、検査等の結果、別紙1に示す要監視基準値を超過することが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、原因の究明に努め、要求水準書を達成するよう本件施設の補修、業務の改善等を行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、協議により、本件施設の稼働状況に応じて、要監視基準値を見直すことができる。

#### (停止基準値の超過)

- 第32条** 第25条及び第26条に規定する計測、検査等の結果、別紙1に示す停止基準値を超過することが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、直ちに停止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、本件契約等に定めるところに従い、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、業務の改善等を行わなければならない。

#### (本件施設の運転の停止の際の取扱い)

- 第33条** 本件施設の運転が停止し、その結果、ごみ処理の滞留により、構成町の住民の生活環境の悪化が生じる可能性がある場合、甲は、構成町内で生じたごみを、周辺地方公共団体等の廃棄物処理施設へ搬入する。
- 2 前項の本件施設の運転停止が乙の責めによる場合は、甲は、乙に対し、周辺地方公共団体等の廃棄物処理施設へのごみ搬入、及びごみ処理に要した費用を請求するものとし、乙は、これを支払わなければならない。

#### (本件施設の運転の停止に伴う費用負担及び固定費用の減額)

- 第34条** 乙の責めに帰すべき事由を原因とする、第31条から前条までに定める対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を運搬し、これを処理する費用、計画外の補修費等を行う費用を含む。）は、全て乙が負担する。ただし、不可抗力による場合は、第54条に基づき甲及び乙が負担するものとし、それ以外の場合には、甲が当該費用を負担するものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、第32条に定める停止基準値の超過及び前条に定める本件施設の運転停止が発生した場合、乙が本件施設の補修、業務の改善等を行い、本件施設の正常な運転（本件契約等に規定する条件を全て満足した運転をいう。以下同じ。）ができるよう回復したことを甲が確認するまでの期間に相当する業務委託料B（④固定費用）のうち、固定費を10パーセント減額する。

## 第6章 維持管理業務

### (総則)

**第35条** 乙は、本件契約等に従って、運営期間中、本件施設を、関係法令等を遵守し適切に維持及び管理するとともに、基本性能を維持する責任を負い、甲は、第49条に定める業務委託料を乙に支払う。

### (維持管理計画)

**第36条** 乙は、本件契約等に定めるところに従い、以下に定める本件施設の維持管理にかかる各計画（以下総称して「**維持管理計画**」という。）を作成し、維持管理計画及び本件契約等に従って維持管理業務を実施しなければならない。乙は、各維持管理計画について、作成期限までに甲の承諾を得なければならない。

- (1) 備品、什器、物品及び用役の調達計画（各年度、各月）
  - (2) 点検・検査計画（運営期間を通じたもの、各年度）
  - (3) 補修計画（運営期間を通じたもの、各年度）
  - (4) 更新計画（運営期間を通じたもの）
  - (5) 改良保全に関する計画（乙の提案によるもの）
  - (6) 長寿命化計画（本件施設の使用期間を通じたもの）
- 2 乙は、前項に従って作成した各維持管理計画につき変更が生じる場合には、甲と協議のうえ、甲の承諾を得て、当該維持管理計画を適宜変更することができる。
- 3 各維持管理計画の作成期限、記載事項等の詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

### (点検、検査の実施)

**第37条** 乙は、毎年度甲に提出する点検・検査計画に基づいて、点検及び検査を実施しなければならない。

- 2 乙は、日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施する。
- 3 乙は、点検及び検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後、甲に引き渡す。
- 4 乙は、点検・検査結果報告書を作成し、甲に提出する。
- 5 乙は、本業務の結果が本件契約等に規定する条件を満たさない場合、単に点検・検査計画に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

### (補修の実施)

**第38条** 乙は、点検・検査結果及び各年度の補修計画に基づいて、本件施設の基本性能を維持するために補修を行わなければならない。

- 2 乙は、補修に際して、補修工事施工計画書を甲に提出し、事前の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、補修の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に甲に引き渡す。
- 4 乙が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである。
  - (1) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
  - (2) 設備が故障した場合の修理、調整
  - (3) 故障等の再発防止のための修理、調整
- 5 乙は、本業務の結果が本件契約等に規定する条件を満たさない場合、単に補修計画に従ったこと

のみをもってその責任を免れることはできない。

#### (更新の実施)

**第39条** 乙は、更新計画に基づいて、本件施設の基本性能を維持するために機器の更新を行わなければならない。

- 2 乙は、機器の更新履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後、甲に引き渡す。
- 3 法令等の改正又は不可抗力による機器の更新は、乙による機器の更新の対象から除くものとする。
- 4 乙は、本業務の結果が本件契約等に規定する条件を満たさない場合、単に更新計画に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

#### (近隣等対応)

**第40条** 乙は、本件施設の補修又は更新の実施に当たっては、自己の責任及び費用負担において、騒音、粉塵、排ガス、汚濁水発生、光害、交通障害その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じるとともに、近隣住民等への苦情対応等を適切に行い、必要な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって、補修又は更新が必要となった場合には、その合理的な費用は、甲の負担とする。また、法令変更によって必要となる補修及び更新の場合の費用負担については、第52条の規定に従うものとし、不可抗力によって必要となる補修及び更新の場合の費用負担については、第54条の規定に従うものとする。

- 2 前項の近隣等対応について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。ただし、緊急の場合などやむを得ない事情により事前の甲への報告が困難である場合には、乙は、その措置内容及び結果を事後遅滞なく甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、本件施設の補修又は更新期間中、近隣等住民及び本件施設の補修又は更新業務に携わる従業員等に対する安全管理を徹底しなければならない。

#### (改良保全)

**第41条** 甲及び乙は、運営期間中、本業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合、当該技術革新等に基づく新しい技術又は手法等（以下「**新技術等**」という。）の導入について検討し、本件施設の改良保全提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は、乙が負担する。ただし、甲が負担することが合理的と甲が認める費用については、甲が負担する。
- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤等副資材その他消耗品の使用量の削減等により業務委託料を低減できることを甲又は乙が明らかにした場合、甲及び乙は、当該新技術等の導入及び業務委託料の減額について協議するものとする。

#### (精密機能検査)

**第42条** 乙は、自己の費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用の度合い等について、3年に1回以上、第三者機関による精密機能検査を実施しなければならない。

- 2 乙は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、甲に提出する。
- 3 乙は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後、甲に引き渡す。
- 4 乙は、精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。

## 第7章 その他業務

### (環境管理業務)

**第43条** 乙は、運営期間中、本件契約等に従って、本件施設に関する環境保全基準を定め、これを遵守しなければならない。

2 乙は、運営期間中、本件契約等に定める条件に従って、環境保全計画を作成し、甲の承諾を得なければならない。乙は、承諾を得た環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、甲の要請に応じ、かかる遵守状況を、要求水準書に規定する環境管理報告書を作成して、甲に報告する。

3 乙は、運営期間中、本件契約等に従って、本件施設に関する作業環境管理基準を定め、これを遵守しなければならない。

4 乙は、運営期間中、本件契約等に定める条件に従って、作業環境管理計画を作成し、甲の承諾を得る。乙は、承諾を得た作業環境管理計画に基づき作業環境管理基準の遵守状況を確認し、その状況について甲に報告する。

### (情報管理業務)

**第44条** 乙は、運営期間中、本件契約等に従って、要求水準書に規定された報告書、記録等を作成し、甲に提出しなければならない。

2 前項の報告、記録等の提出頻度、作成期限、記載事項及び保存媒体の詳細は、本件契約の規定に従うほか、甲乙協議により決定する。

3 前項の報告、記録等の保存期間は、5年間とする。ただし、法令が5年間を超える保存期間を定めている場合は、法令の定めに従う。

## 第8章 ごみ質及びごみ量

### (ごみ質及びごみ量)

**第45条** 乙は、処理対象物の性状が、要求水準書に定める計画ごみ質に適合している限り、処理対象物の性状の変動を原因とする業務委託料（変動費用の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。

2 計画ごみ質を逸脱した処理対象物が本件施設に搬入され、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分が、契約金額を15で除した額の1.5パーセントに相当する額（本項で「**乙負担増加分**」という。）を超えることを乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に同意した場合、乙は、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分のうち乙負担増加分を超えるものについて、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。なお、「**計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分**」とは、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理したために要した助燃材及び薬剤等副資材の増加等の追加的な費用をいう。

3 前項に示した項目以外の処理対象物の性状に係る項目の変動による業務委託料の見直しは、行わない。

4 本件施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行うものとし、かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て乙の費用において実施する。

5 前項のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、本件契約に基づき、甲乙協議により決定する。

6 乙は、前項で定めるところにより得られたデータ及び検査結果等を、甲乙協議により決定した頻

度及び内容で、甲に報告しなければならない。

- 7 本件施設に搬入される処理対象物の量が、甲が提示している計画処理量から大幅に変動する場合において、計画処理量からの大幅な変動により要した費用の増加分を乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に同意した場合、乙は、その費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。なお、「計画処理量からの大幅な変動により要した費用の増加分」とは、配置人員の増加等による追加的な費用をいう。

#### (ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合の対応)

- 第46条** 乙が、処理対象物のごみ質が計画ごみ質から逸脱し、本件契約等を遵守することが困難である旨の申立てを甲に対して行った場合、甲は、本件契約等を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。
- 2 甲が前項の規定により確認を行い、乙の申立てが合理的であると認めた場合、甲は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質を算出し、乙と協議のうえ、本件契約等を満たすためのプラント設備等の改造の要否及び改造の方法等について決定する。なお、協議の結果、プラント設備の改造を行うことを決定した場合、甲は、当該工事を第三者に発注できるものとし、乙は、甲が発注業務を行うための情報提供を行う。
  - 3 前項の協議によって決定されたプラント設備等の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、甲が負担する。なお、甲がプラント設備等の改造を乙以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、甲、本件施設又は第三者に損害が生じた場合には、乙は、その責めを負わない。
  - 4 第2項の規定により、プラント設備等の改造が行われた結果、第49条に定める業務委託料が不適切となった場合、甲及び乙は、業務委託料の見直しについて協議することができる。

## 第9章 業務遂行状況等のモニタリング

#### (甲による業務遂行状況等のモニタリング)

- 第47条** 甲は、別紙3に従い、本業務の遂行状況並びに本件施設の運営及び維持管理の状況のモニタリングを行うものとする。
- 2 甲は、前項に基づくモニタリングのほか、乙による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本件施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求められることができる。
  - 3 乙は、甲から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。
  - 4 甲は、第1項に基づく本事業の遂行状況等のモニタリングにより確認したことを理由として、本業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

#### (甲による業務の是正勧告)

- 第48条** 前条によるモニタリングの結果、乙による本業務の遂行が本件契約等を満たしていないと甲が判断した場合は、甲は乙に対して、別紙3に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、乙は、当該措置が講じられた後に提出する各種報告書において、甲が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。



## 第10章 業務委託料の支払

### (業務委託料の支払)

- 第49条** 甲は、運営期間における本業務の遂行の対価として、乙に対して、別紙2に従い、業務委託料を支払うものとする。当該業務委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、乙は、甲に対し、業務委託料以外に何らの支払も請求できないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙が本件施設の運転を停止した場合、甲は、理由の如何にかかわらず、業務委託料B（①固定費用）から当該運転停止により乙が支払を免れた費用を控除して支払うことができるものとする。この場合、乙の責めに帰すべき運転停止に基づく甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、業務委託料の支払にあたり、当該支払時において乙の甲に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を業務委託料から差し引いたうえで、これを支払うことができる。
- 4 甲は、業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。以下「**遅延防止法**」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

### (業務委託料の改定)

- 第50条** 前条の定めにかかわらず、業務委託料は、別紙2に従って改定される。

### (業務委託料の減額等)

- 第51条** 第47条に基づく甲による業務遂行状況のモニタリングその他により、本件契約等を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、別紙3に定めるところに従って業務委託料を減額することができるものとする。
- 2 複数の業務委託料B（①固定費用）の減額事由（第34条第2項及び前項の規定を含む。）が同時に存在する場合、業務委託料B（①固定費用）の減額は第34条第2項及び前項の規定による減額を合計する。なお、減額の上限は、業務委託料B（①固定費用）の50パーセントとする。
- 3 乙が作成した各報告書に虚偽の記載があることが、業務委託料の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た業務委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た業務委託料を甲が乙に支払った日（同日を含む。）から、甲に返還する日（当日を含む。）までの日数につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

## 第11章 法令変更

### (法令変更)

- 第52条** 運営期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。
- (1) 本業務に関して乙が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本件契約の変更その他の報告された事態に対する費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

- 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から60日以内に対応措置について合意が成立しない場合、甲は、当該法令変更への合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。
    - ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
    - イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの
  - (2) 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。
    - ウ 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
    - エ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更
- 4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第58条第3項の規定に従う。

## 第12章 不可抗力

### (不可抗力発生時の対応)

**第53条** 運営期間中に不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

### (不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第54条** 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は追加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、甲乙協議により、不可抗力への該当性の判定、本件契約の変更、費用負担等について決定するものとする。
  - 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本件契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、甲は、当該不可抗力への合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙4によるものとする。
  - 4 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第58条第3項の規定に従う。

### (不可抗力による一部の業務遂行の免除)

- 第55条** 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となつたと認められる場合、乙は、当該不能となつた限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。
- 2 前項の定めに従って乙が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合、甲は、乙と協議のうえ、乙が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となつた費用相当額を業務委託料から減額することができるものとする。

## 第13章 契約期間及び契約の終了

### (契約期間)

第56条 本件契約は、本件契約締結日から効力を生じ、平成45年3月31日をもって終了する。

### (事業の延長等)

第57条 甲は、運営期間終了日の36箇月前から運営期間終了後の本件施設の運営について検討する。また、乙は、甲の要請に基づき当該検討に協力する。

2 前項の検討の結果、本件事業の延長が必要と甲が判断した場合は、甲は、乙と延長に係る協議を開始する。乙は、甲の要請に基づき当該協議に応じなければならない。

3 前項の本件事業の延長に係る協議において、甲と乙の合意が運営期間終了日の12箇月前までに成立しない場合は契約期間の終了日に、甲と乙の合意が成立し本件事業が延長された場合はその延長に係る契約の終了日に、本件契約は終了する。

4 本件契約終了に際しての処置については、第61条の規定に従う。

### (甲による本件契約の解除)

第58条 次に掲げる場合、甲は、乙に対して書面により相当期間を定めて通知したうえで、かかる期間中にかかる違反行為が治癒されなければ、乙に書面で通知して本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、甲からの通告にもかかわらず、乙が本件契約等に従って本業務を行わないとき。ただし、業務委託料の減額に関する手続は、第51条の定めに従う。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、乙による本件契約の履行が不能となったとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、乙において本件契約の重大な条項違反があったとき。

2 次に掲げる場合、甲は、乙に書面で通知したうえで、本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1) 乙が本業務の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) 乙に係る破産、会社更生、特別清算若しくは民事再生その他の倒産法制上の手続について、乙がその申立てを決議したとき、又はその申立てがなされたとき。

(3) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。その後の改正を含む。）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

(4) 乙が重大な法令の違反をしたとき。

3 本件契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本件事業の継続が不能となった場合又は本件事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は、本件契約終了に伴う権利義務関係等について乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。かかる場合、甲は、乙により履行済みの本業務に対応する未払いの業務委託料を、速やかに乙に支払う。

4 甲は、本件事業の実施の必要がなくなった場合には、乙に対して180日以上前に通知を行うことにより、本件契約を解除することができる。かかる場合、甲は、当該解除の日までに履行済みの業務に対応する業務委託料の未払分を解除前の予定に従って支払う。また、甲は、乙に対して、当該解除によって乙が被った損害（逸失利益も含むがこれに限られない。）を合理的な範囲で賠償する。なお、支払条件等の詳細については、別途協議により決定する。

5 契約終了に際しての処置については、第61条の規定に従う。

### (甲による契約解除に伴う違約金)

第59条 乙の責めに帰すべき事由により前条の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は甲に対し、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。甲の被った損害の額

が違約金の額を上回る場合には、乙は、その差額を支払わなければならない。

### (乙による本件契約の解除)

**第60条** 次に掲げる場合、乙は、甲に書面で通知して本件契約を解除することができる。なお、本項は、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 甲が本件契約に基づいて履行すべき支払を遅延し、甲が乙からの催告を受けた後6ヶ月を経ても支払を行わないとき。
  - (2) 甲が本件契約に基づいて履行すべき本件施設の引き渡しを遅延し、甲が乙からの催告を受けた後6ヶ月を経ても引き渡さないとき。
  - (3) 前二号に掲げる場合のほか、甲において本件契約の重大な条項違反があったとき。
- 2 前項の規定により本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対して、解除によって被った損害の賠償を合理的な範囲で請求することができる。
  - 3 契約終了に際しての処置については、第61条の規定に従う。

### (本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

**第61条** 第58条及び前条により本件契約が解除される場合には、本件契約は、将来に向かって終了するものとする。

- 2 第57条、第58条及び前条の規定により本件契約が終了する場合で、かつ、甲が本件施設での事業を継続しようとする場合、乙は、甲が要求したときは、甲が本件事業を継承する後任事業者（以下「**後任事業者**」という。）を選定し、当該後任事業者が本件事業を継承するまでは、本件契約の終了にかかわらず、本業務に対応する業務を継続し、速やかにかつ適切に後任事業者への引継ぎを行うものとする。
- 3 引継ぎが終了し、かつ、本条第5項に定める乙の責任による修繕を終了した場合には、乙は、後任事業者に対し、速やかに本件施設を引き渡す。
- 4 第2項及び前項の場合、甲は、本件契約に準じて算定した委託料を、乙が後任事業者への引継ぎを終了するまでの間、乙に支払う。この場合の支払条件等については、甲乙協議により決定する。
- 5 本件契約の終了に際して、乙は、本件施設につき、要求水準書に規定された検査を行わなければならない。当該検査の結果、修繕すべき点が存在することが判明した場合には、甲はこれを乙に通知し、乙はその責任にてこれを修繕する。ただし、当該修繕にかかる費用負担については、その責めの所在に応じるものとする。また、基本性能の欠如が不可抗力又は本件施設的设计・施工に起因する場合には、修繕に要する合理的な費用は、甲の負担とする。
- 6 本件契約の終了に際して、本件施設内に乙が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件の処置につき、甲の指示に従わなくてはならない。甲は、乙に対して、相当期間を定めて、乙の責任及び負担において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。
- 7 前項の場合において、乙が、正当な理由なく相当期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分する等、適当な処置を行うことができる。この場合、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用の全部を負担しなければならない。
- 8 乙は、第2項に定める業務の引継ぎを故意又は過失により怠った場合には、当該懈怠から生じた甲の損害の全部につき、その責めを負うものとする。

## 第14章 表明保証及び誓約

### (乙による事実の表明保証及び誓約)

**第62条** 乙は、甲に対して、本件契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本件契約を締結し、及び本件契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 乙による本件契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本件契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。
  - (3) 本件契約の締結及び本件契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本件契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本件契約の規定に従い履行強制可能な乙の債務が生じること。
- 2 乙は、本件契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を甲に対して誓約する。
- (1) 本件契約並びに本業務の遂行に関して乙に適用される法令及び規則等を遵守すること。
  - (2) 本業務の遂行に必要な乙の取得すべき許認可を維持すること。
  - (3) 乙が甲に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して担保権の設定その他の処分をする場合には、事前に甲の書面による承諾を得ること。
- 3 第1項に基づく乙の表明及び保証に虚偽があり、又は乙が前項に基づく誓約に違反したことによって、甲に損害が生じた場合、乙は、当該損害を合理的な範囲で賠償するものとする。

### (甲による事実の表明保証及び誓約)

**第63条** 甲は、乙に対して、本件契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 甲が、本件契約の締結について、法令及び規約（遠軽地区広域組合財務規則をいう。）その他の内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履行していること並びに本件契約の履行に必要な債務負担行為が組合議会において議決されていること。
  - (2) 本件契約は、その締結及び前号の組合議会による議決により適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本件契約の規定に従い、地方自治法に基づいて強制執行可能な甲の債務が生じること。
- 2 甲は、本件契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本件施設の運営に必要な甲の取得すべき許認可を維持することを乙に対して誓約する。
- 3 第1項に基づく甲の表明及び保証に虚偽があり、又は甲が前項に基づく誓約に違反したことによって、乙に損害が生じた場合、甲は、当該損害を合理的な範囲で賠償するものとする。

## 第15章 その他

### (本件契約等の規定の適用関係)

**第64条** 本件契約等の間に齟齬がある場合、本件契約、基本協定書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、事業者提案の記載内容が要求水準を上回ると確認した場合には、当該部分については事業者提案が要求水準書に優先するものとする。また、確認書又は質問回答書の内容が、本件契約、基本協定書、要求水準書、入札説明書及び事業者提案の各書類のいずれかに関する解釈又は訂正に係る場合は、該当部分は各書類に優先するものとする。

### (第三者及び相手方に及ぼした損害)

- 第65条** 乙が、その故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は甲に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。
- 2 甲が、その故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は乙に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。
  - 3 本業務に関して不可抗力により第三者、甲又は乙に損害が生じた場合の処理は、第54条の規定に従う。
  - 4 本件契約に定める業務委託料の減額は、前項に従った甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

### (備品等に関する責任)

- 第66条** 乙は、運営期間中、履行場所内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 2 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、乙は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合、乙によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、甲に帰属するものとする(車両、重機等は除く。)。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、業務委託料に含まれているものとし、業務委託料の支払のほか、乙は、備品等の購入又は調達に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も甲に請求できないものとする。
  - 3 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

### (ライセンスの取得)

- 第67条** 乙は、甲から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本件契約の規定に従って、本件施設を稼働させ処理対象物等を処理するために必要な特許権等の実施権又は使用権等、その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自らの責任及び負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

### (成果物の著作権)

- 第68条** 本件契約等に基づき、甲が乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権(甲に著作権が帰属しないものを除く。)は、甲に属する。ただし、乙は、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、かかる提供物を無償で利用できる。
- 2 本件契約等に従い、乙が甲に対して提供した図面等の成果物の著作権及びその他の知的財産権(乙に権利が帰属しないものを除く。)は、すべて乙に属する。ただし、甲は、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、乙が作成した成果物を無償で利用できる。
  - 3 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
    - (1) 第2項の著作物に係る著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
    - (2) 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
    - (3) 著作権法(昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。)第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使すること。
  - 4 甲が、乙の作成した成果物を公開する場合は、条例、法令等に基づくとき又は組合議会に提出するときを除き、乙の事前の書面による承諾を得なければならない。

#### (ライセンス料)

**第69条** 乙は、業務委託料が第67条に定めるライセンスその他の権限の取得の対価、及び前条の成果物の使用に対する対価を含むことを確認する。

#### (権利・義務の譲渡の禁止)

**第70条** 乙は、本件契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (税金)

**第71条** 本件契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて乙が負担するものとし、甲は、乙に対して業務委託料に対する消費税（消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号。その後の改正を含む。）第2章第3節に定める税をいう。）相当額を支払う以外、本件契約に関連するすべての租税について、本件契約に別段の規定がある場合を除き負担しない。

#### (保険)

**第72条** 乙は、本業務の遂行にあたって、契約期間にわたり、別紙5所定の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、甲が付保する必要がない旨を乙に通知した場合は、この限りでない。なお、乙は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを甲に提出してその確認を受けるものとする。

2 甲及び乙は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

#### (財務報告等)

**第73条** 乙は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で甲に提出するとともに、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、甲の承諾した様式により作成のうえ、甲に提出するものとする。甲は、当該経営計画を確認し、計画の実現性等に疑義がある場合又は不明確な点等がある場合には、乙に対し質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、乙は、甲の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

2 乙は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される毎事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書（乙が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行ったものとする。）（以下計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「**財務諸表等**」という。）を、毎事業年度終了後3箇月以内に甲に提出するものとする。甲は、必要があると認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。甲は、財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。この場合、乙は、甲の質問に誠意をもって対応しなければならない。

#### (財務支援)

**第74条** 乙は、乙の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の遂行について影響が生じる恐れがある場合は、乙の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な

支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

### (遅延利息)

**第75条** 乙は、本件契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、甲の指定する支払期日を経過して支払わないときは、甲に対し、遅延損害金を支払う。

- 2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、甲の指定する支払期日の翌日から支払済みまで遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。

### (秘密保持)

**第76条** 甲及び乙は、本業務に関連して相手方から受領した情報のうち第2項に定める以外のもの（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本件契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 甲及び乙が本件契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
  - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 甲と守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本業務の遂行に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、本件契約の終了後も5年間その効力を有するものとする。

### (個人情報の保護)

**第77条** 乙は、本件契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）の規定に従い、甲が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から乙が作成又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本件契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 甲の指示又は承諾があるときを除き、甲から提供された個人情報が記録された文書等を複製し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、甲の指定する方法により、甲の指定する職員と乙の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本件契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を甲に引き渡さな



ればならない。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- (6) 本業務に従事する者に対し、本業務に従事している期間のみならず、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (8) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従うものとする。
- (9) 乙の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

#### (準拠法)

**第78条** 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

#### (管轄裁判所)

**第79条** 本件契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### (雑則)

**第80条** 本件契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び契約終了告知・解約は、書面により行わなければならない。

- 2 甲又は乙が、本件契約に基づき履行すべき金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率による遅延損害金をあわせて支払わなければならない。なお、遅延損害金の算定にあたっては、遅延損害が生じた時点における遅延利息の率を採用するものとする。
- 3 本件契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるところによる。
- 4 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 5 本件契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 6 本件契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- 7 本件契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

#### (規定外事項)

**第81条** 甲及び乙は、本件契約の解釈について疑義が生じた場合及び本件契約に定めのない事項について、誠意をもって協議のうえ、その解決にあたる。

[以下、余白]

別紙1 本件施設の要監視基準及び停止基準（第31条、第32条）

物質		運転基準値	要監視基準		停止基準	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N			1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.01	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。（一酸化炭素は4時間平均値）
硫黄酸化物	ppm				50	
窒素酸化物	ppm				150	
塩化水素	ppm				100	
一酸化炭素	ppm				30	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	—	—	1	定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	—	—	—	50	

## 別紙2 業務委託料（第49条及び第50条）

（本別紙にて以下に示す金額は、全て取引に係る消費税及び地方消費税を含まない額である。）

### 1 業務委託料の算定金額

本件事業に係る本業務の業務委託料については、下表に基づき算定する。

区分	支払い対象となる費用	対価の算定方法※1
業務委託料 A	①変動費用 ・ 燃料費 ・ 薬剤費 ・ 光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・ その他費用（処理対象物の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の業務委託料A ＝ 各支払期の処理量（実績値）※2（t）× 【単価】（円/t）
業務委託料 B	①固定費用 ・ 人件費 ・ 維持管理費（補修費用を除く。） ・ 電力等の基本料金 ・ その他費用（SPC経費等）	■各支払期の業務委託料B（①固定費用） ＝ 【各年度の左欄対象費用】（円）÷支払回数（12回/年） ※ ただし、平成29年度は、次のとおりとする。 ＝ 【平成29年度の左欄対象費用】（円）÷支払回数（3回/年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1 各支払時期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「対価の算定方法」に記載してある「各支払期の処理量（実績値）」の単位は(t)とし、小数点以下第3位(1kg単位)までを有効桁数とする。

### 2 物価変動等による改定について

#### (1) 物価変動等の指標

本件事業に係る本業務への対価のうち、改定対象費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を、以下に示す。

区分	改定の対象となる費用	指標
業務委託料 A	・ 燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/(品目)A重油」日本銀行調査統計局
	・ 薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/(類別)化学製品」日本銀行調査統計局
	・ 光熱水費（電力等の基本料金は	「消費税を除く企業向けサービス価格指数

区分	改定の対象となる費用	指標
	除く) ・その他（処理対象物の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	/総平均」日本銀行調査統計局
業務委託料 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費（補修費用を除く） ・その他費用（SPC経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、甲及び乙が変更内容をもとに協議し、甲が変更等を決定する。
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/(小類別)機械修理」日本銀行調査統計局

## (2) 業務委託料の改定について

業務委託料については、年1回物価変動による改定の必要性を確認する。

改定時の指数と前回改定時の指数を比較し、±1.5%（下記(3) (7)に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に、改定を行うものとする。なお、乙は、変動の有無にかかわらず、甲へ書面により毎年報告を行う。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指数（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の業務委託料を確定し、翌年度4月期の支払から反映させる。

初回の改定は、平成30年8月末時点で公表されている最新の指数（直近12ヶ月の平均値）に基づき、平成30年9月末までに見直しを行い、平成31年度の業務委託料を確定し（比較対象は平成29年8月末時点で公表されている最新の指数（直近12ヶ月の平均値）とする。）、平成31年度4月期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は、本件契約に定めた額となる。

## (3) 改定に方法について

### (7) 算定式

業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、以下の式に従って見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y: 改定後の当該費用（税抜）

X: 前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは本件契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 改定の対象となる費用に対する指標については、(1)に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまで「前回提示の指数」は、平成29年8月末時点で公表されている最新の指数（直近12ヶ月の平均値）とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

(イ) 消費税及び地方消費税の改正について

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲から乙への支払における消費税及び地方消費税については、改定内容にあわせて甲が負担する。

(ウ) その他例外的な見直しについて

業務委託料A（①変動費用）、業務委託料B（①固定費用）を構成する費目のうち、(ア)による見直し方法が適当でないとして甲が認めた費目については、甲と乙が協議のうえ別途見直し方法を定めるものとする。

### 3 業務委託料の支払方法について

(1) 支払回数

業務委託料A（①変動費用）：180回（15年間×12回/年）

業務委託料B（①固定費用）：180回（15年間×12回/年）

業務委託料B（②補修費用）：30回（15年間×2回）

※ 業務委託料A及び業務委託料B（①固定費用）は、平成29年度1月期以降の支払となり、業務委託料B（②補修費用）は、平成30年度以降の支払いとなる。なお、平成29年度の業務委託料A及び業務委託料B（①固定費用）の支払いは、1～3月期の計3回とする。

(2) 甲は、本件契約等の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から14日以内に乙に対して業務確認結果を通知する。乙は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する業務委託料に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求を受けた日から30日以内に、乙に対して当該業務委託料を支払う。

(3) 業務委託料A（①変動費用）の1回あたりの支払額は、〔各支払期の処理量（実績値）×【単価】（円/t）〕とする。

(4) 業務委託料B（①固定費用）の1回あたりの支払額としては、各年度の4月から2月は、当該年度の費用を12で除した金額（千円未満を切り捨て）を支払うものとし、各年度の3月は、当該年度費用から既払い分を差し引いた残額を支払うものとする（15年間の合計額：【           】円）。

(5) 業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う（下表参照。）。なお、甲乙協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、業務委託料B（②補修費用）の事業期間中の総額は、変更しない。

	上期（9月）	下期（3月）	合計
平成30年度			

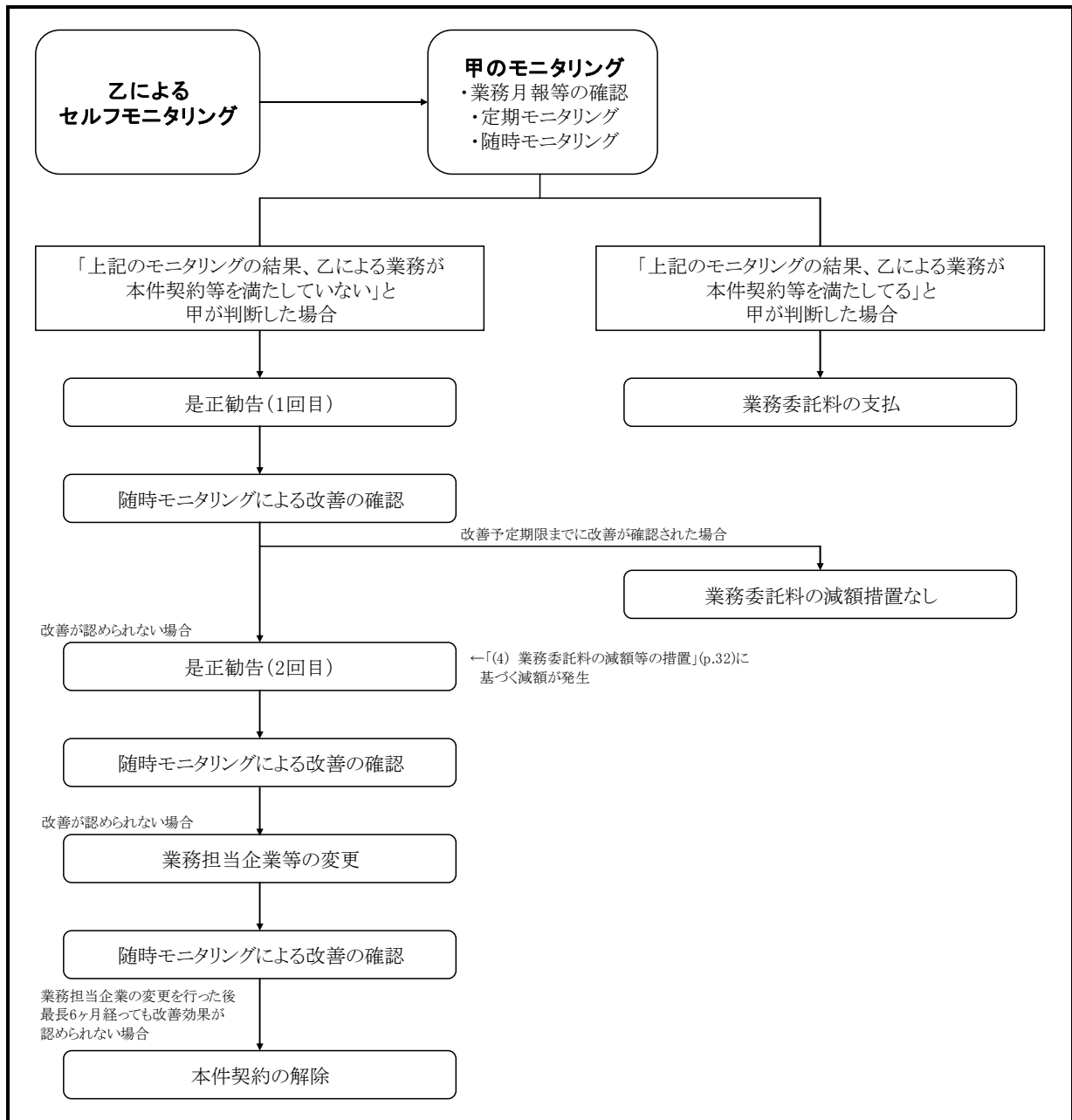
	上期 (9月)	下期 (3月)	合計
平成 31 年度			
平成 32 年度			
平成 33 年度			
平成 34 年度			
平成 35 年度			
平成 36 年度			
平成 37 年度			
平成 38 年度			
平成 39 年度			
平成 40 年度			
平成 41 年度			
平成 42 年度			
平成 43 年度			
平成 44 年度			
合計			

以 上

別紙3 モニタリング実施要領等（第47条、第48条及び第51条）

1 業務遂行状況等のモニタリングの概要

本件事業における業務遂行状況等のモニタリング（以下「モニタリング」という。）の概要は、下図に示すとおりとする。



## 2 モニタリングの方法

モニタリングは、業務委託料の減額を目的とするものではなく、甲と乙との対話を通じて、本件事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

乙は、運転開始日の30日前までに、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、甲の承諾を得る。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 |              |

### (2) 甲によるモニタリングの方法

甲によるモニタリングについては、以下のとおりとする。

#### (ア) 業務月報等の確認

甲は、本件契約等に定める業務内容の実施状況を、乙から提出される業務月報等で確認する。

#### (イ) 定期モニタリングと随時モニタリング

甲は、月1回、本件施設の現場調査を行い、乙から提出された業務月報等の記載内容、本件契約等の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、甲は本件施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

### (3) 業務の改善についての措置

#### (ア) 是正勧告（第1回目）

甲は、上記モニタリングの結果から、乙による業務が本件契約等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

##### (a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、甲は、乙に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。乙は、甲からは正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について甲と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を甲に提出し、甲の承諾を得る。

##### (b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により本件契約等の内容を満たすことができない場合、乙は、甲に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議する。乙の報告した事由に合理性があると甲が判断した場合、甲は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

#### (イ) 改善の確認

甲は、乙からの改善完了の報告又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。



(ウ) 是正勧告（第2回目）

上記(イ)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと甲が判断した場合、甲は、乙に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(エ) 業務担当企業の変更等

上記(ウ)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと甲が判断した場合、甲は、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを乙に請求することができる。なお、乙が直接当該業務を行っていた場合には、甲が認める第三者に最長12ヶ月間にわたり適切な範囲で業務を委託することを請求することができる。

(オ) 契約の解除等

甲は、上記(エ)の業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、甲が本件契約の継続を希望しない時には、本件契約を解除することができる。

(4) 業務委託料の減額等の措置

本件事業に係る本業務の実施状況により、以下に示す業務委託料の減額措置を行う。

(ア) 減額の対象

減額の対象は、「業務委託料B（①固定費用）」とする。

なお、補修費用については、乙が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じ当該年度の補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる委託料は、「業務委託料B（②補修費用）」とする。

(イ) 減額の決定過程

モニタリングの結果、甲が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該勧告の対象となる事象（以下「**対象事象**」という。）に対して勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該対象事象が解消される日（同日を含む。）まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1対象事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の対象事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各対象事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

(ウ) 減額の決定

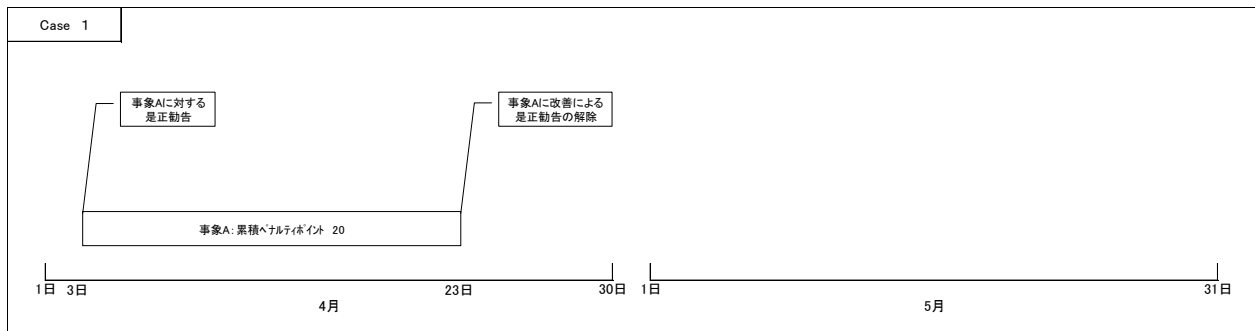
甲は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月のうち対象事象が発生していた日数に係る業務委託料B（①固定費用）につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

(エ) 業務委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの業務委託料の減額例を示す。

◇ Case1 ◇



■ 4月分の業務委託料B (①固定費用)

事象Aについては、甲が是正勧告(第2回目)を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに20日を要したことから、4月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは20となる。

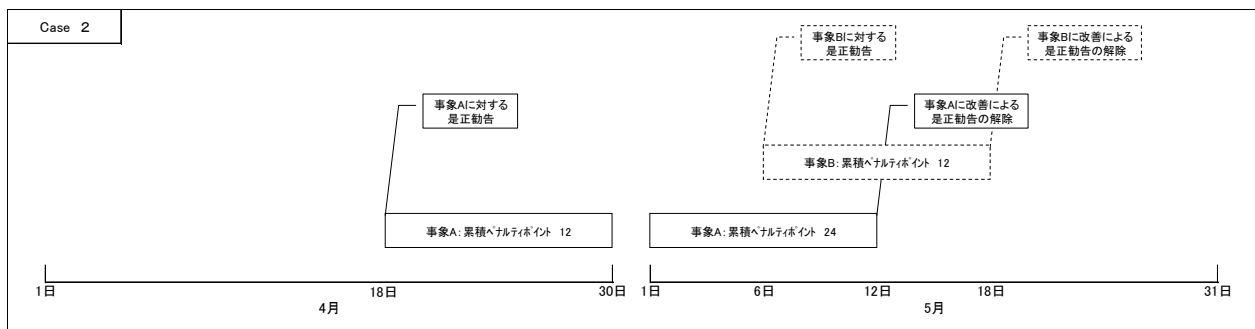
この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため20(「ウ」減額の決定)より減額率50%)となる。これにより、4月分の業務委託料B(①固定費用)は、以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left( (1-0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

■ 5月分の業務委託料B (①固定費用)

通常通りの業務委託料B(①固定費用)の支払となる。

◇ Case2 ◇



■ 4月分の業務委託料B (①固定費用)

事象Aについては、甲が是正勧告(第2回目)を行った日から、4月末日までに12日間経過していることから、4月の事象Aに関する累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため12(「ウ」減額の決定)より減額率40%)となる。これにより、4月分の業務委託料B(①固定費用)は、以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費用} = \text{減額前の4月分の固定費用} \times \left( (1-0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

### ■ 5月分の業務委託料B（①固定費用）

事象Aについては、4月からの累積ペナルティポイントが12あり、5月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに12日を要したことから、5月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは24となる。

また、5月は新たに事象Bについて甲から是正勧告（第2回目）が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに12日を要した。これにより、5月末日における事象Bの累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、5月の累積ペナルティポイントは、事象A、事象Bによるものを合計した36（「(ウ)減額の決定」より減額率50%）となる。また、減額対象日数は18日間であることから、5月分の業務委託料B（①固定費用）は、以下のようになる。

$$\text{減額後の5月分の固定費用} = \text{減額前の5月分の固定費用} \times \left( (1 - 0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

### 3 業務委託料の返還

業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、甲への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ業務委託料が減額される状態であった場合、乙は、減額されるべき業務委託料に相当する額を返還する。

この場合、当該減額されるべき業務委託料を甲が乙に支払った日（同日を含む。）から、甲に返還する日（同日を含む。）までの日数につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

#### 別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第54条）

- 1 甲と乙は、不可抗力により本事業に関して乙に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
  - (1) 契約金額を15で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは甲の一会計年度に限り累積する。）は、乙の負担とする。
  - (2) (1)を超える額は、甲の負担とする。
- 2 前項に基づくものを除き、甲は、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 不可抗力により本事業に関して甲に生じた費用及び損害は、甲の負担とする。ただし、第72条に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が第1項第1号の乙の負担額を超えるときは、当該超過額は、甲の負担額から控除するものとする。

## 別紙5 保険（第72条）

- 1 企業総合賠償責任保険  
付保対象：  
付保期間：  
保険金額：
  
- 2 企業費用・利益総合保険  
付保対象：  
付保期間：  
保険金額：
  
- 3 労災総合保険  
付保対象：  
付保期間：  
保険金額：